

三島市外三ヶ市町箱根山林組合補助金等交付規則

(昭和 61 年 3 月 14 日)

改正 平成 9 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 10 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 14 年 4 月 1 日規則第 1 号

平成 17 年 4 月 1 日規則第 1 号

令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、組合が交付する補助金及び交付金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対して交付する。

- (1) 分収造林地及び一般貸付地の管理団体が行う山林維持管理等推進活動事業、間伐事業

補助の対象及び補助率は、別表 1 のとおりとする。

- (2) 農林道新設、改良のための土木機械借上事業

補助率は、事業費の 2 分の 1 以内とし、1 事業 200 千円を限度とする。

- (3) 防火対策事業

予算の範囲内

- (4) その他管理者が必要と認める事業

予算の範囲内

- 2 交付金は、立木の補償等に対し、別表 2 に定める割合を乗じて得た額を一般貸付者又は分収造林代表者に交付する。

(補助金申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が必要と認めた書類を添付させることができる。

(補助金の決定)

第 4 条 管理者は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

(補助金の条件)

第 5 条 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき、条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

- (2) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、管理者に報告してその指示を受けること。
- (4) その他補助事業の目的を達成するため必要がある場合には、前各号に定めるほか、必要な条件を付けることができる。

(決定通知)

第 6 条 管理者は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(申請書の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 7 日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付がなかったものとみなす。

(報告及び調査)

第 8 条 管理者は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、決定通知を受けた者から報告を徴し、調査できるものとし、決定通知を受けた者は、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、補助事業完了報告書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

(請求)

第10条 補助金及び交付金の請求をしようとするときは、請求書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項による請求の手続は、三島市会計規則（平成 17 年三島市規則第 4 号）第 32 条第 1 項に規定する請求書によるものとする。

(補助金の取消し)

第11条 管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの規則

に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 管理者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消しに係る全部又は一部について、補助金返還命令書（様式第4号）により返還させなければならない。

(準用)

第13条 この規則は、組合が事業を共催する場合の負担金の交付について準用する。

附 則（昭和61年規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

事 業	経 費	補 助 率
山 林 の 維 持 管 理 等 推 進 活 動 事 業	分収造林地及び一般貸付 地の管理団体が行う年間 活動事業（現地、境界確 認等）に要する経費	事業費の合計額の 2 分の 1 以内とし、5 万円を限度 とする。
間 伐 事 業	分収造林地及び一般貸付 地の管理団体が行う間伐 に要する経費	組合が毎年決定する事業 費の全部

別表 2（第 2 条関係）

区 分	線 下 補 償	支 障 木 伐 採
一般貸付	50%	100%
分収造林	35%	70%

様式第 1 号

補助金交付申請書

令和 年 月 日

三島市外三ヶ市町箱根山林組合

管理者 あて

住 所

氏 名

三島市外三ヶ市町箱根山林組合補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり交付を願いたいので、申請します。

補 助 申 請 額				
事 業 の 目 的				
施 業 の 箇 所				
計 画 の 概 要				
事 業 の 経 費	総 額			
交 付 要 望 期 日	年	月	日	
事 業 開 始 予 定	年	月	日	
事 業 完 了 予 定	年	月	日	

様式第 2 号

補助金交付決定通知書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、三島市外三ヶ市町箱根山林組合補助金等交付規則第 6 条の規定により、下記条件を付し、交付する。

令和 年 月 日

三島市外三ヶ市町箱根山林組合

管理者 

補 助 金 額	
目 的	
条 件 及 び 指 示	
備 考	

様式第 3 号

令和 年 月 日

三島市外三ヶ市町箱根山林組合

管理者

あて

住 所

氏 名

補助事業完了報告書

令和 年 月 日付けで交付の決定のあった事業が、次のとおり完了したので、報告します。

記

- 1 完了の年月日
- 2 事業の内容
- 3 収支決算書
- 4 交付決定額
- 5 補助金交付申請書と相違する場合は、その理由
- 6 その他

様式第 4 号

補助金返還命令書

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金として交付した金額につき、下記のとおり返還を命ずる。

令和 年 月 日

三島市外三ヶ市町箱根山林組合
管理者 印

記

返 還 額 金 円

交 付 金 額 金 円

交付年月日 令和 年 月 日

理 由

返 還 期 日 令和 年 月 日

返 還 手 続